

核戦略の論理をめぐる二潮流

本山 功

はじめに

米国の核戦略をめぐる近年の議論には、中国との相互確証破壊（mutual assured destruction: MAD）を将来的に受け入れるべきかという論点が存在する¹。ここでみられるのは、中国との相互脆弱性を受け入れ対価値打撃能力の保持に専念すべきという主張と、中国に対する損害限定を目的とした対兵力打撃能力を維持・強化すべきという主張の対立である。この対立は、核抑止や核戦略の論理をめぐる学術上の2つの潮流、すなわち対価値打撃を重視する「核抑止論者（nuclear deterrence school）」と対兵力打撃を重視する「核優勢論者（nuclear superiority school）」とを反映している²。これらの潮流は、それぞれ異なる論理から相反する政策的示唆を引き出し、米国の望ましい核態勢をめぐるせめぎ合ってきた。本稿では、初めにこれら2つの立場の理論的基盤と政策的含意について概観する。さらに、悪化する安全保障環境を背景に対兵力打撃が再び注目を集める中、近年の技術革新や国際法遵守の動きが、それを加速させる要因となっていることを確認する。最後に、米国の2022年版「核態勢見直し（Nuclear Posture Review: NPR）」においてこれら二潮流がどのように組み合わせたり、モザイク状に反映されているかを示す。

米国における核抑止をめぐる議論の展開については、「第一の核時代」終わり頃からの先行研究において「報復に基づく抑止（punitive retaliation school）」と「損害限定に基づく抑止（damage-limitation school）」という考え方の対比が図られてきた³。本稿が取り上げる「核抑止論者」はこうした先行研究における「報復に基づく抑止」と同一の考え方を指し、また「核優勢論者」は先行研究における「損害限定に基づく抑止」の考え方の延長上に存在するものである。ただし、後者は2010年代に顕在化した議論を織り込んだ分類であり、「核優勢論者」と「損害限定に基づく抑止」は以下の2点に差異を持つ。第1に、グレイやペインといった「損害限定に基づく抑止」の提唱者は、米ソがMADの下での膠着状態にあることが拡大抑

止の信憑性に悪影響をもたらすと考え、MADから逃れることを志向して損害限定能力に着目した⁴。これに対して、本稿の「核優勢論者」は、MADから逃れることを必ずしも志向せず、MADの存在自体を疑問視するか、MADの下でさえ核戦力バランスの優越が政治的なパワーをもたらすと主張するのである。そして、その核戦力バランスを自国優位にする一要素として損害限定能力への着目がなされる。前者が抑止のために戦略環境を変化させようとするのに対して、後者は戦略環境にかかわらず核優勢が外交目標の達成に広く役立つと主張するのである。また第2に、拡大抑止の信憑性などの政策的課題への意識が強かった「損害限定に基づく抑止」の考え方に対して、「核優勢論者」の論理は「核抑止論者」の理論的基盤となる数理モデルとの接続を意識して構築されており、学術上の対比構造が鮮明といえる⁵。ただし、このような差異の指摘は、今日の政策議論における対兵力打撃への着目がすべて核優勢論者の考えに依拠していて、「損害限定に基づく抑止」の考え方が塗り替えられたと主張するものではない。例えば中国とのMADを受け入れるべきかという論点については、両者ともが損害限定能力の向上を求める含意を導く。本稿における核抑止と核優勢の対比は、あくまで近年の学術的議論を踏まえた理念型として提示するものである。

1. 核抑止論と対価値打撃

本稿で取り上げる「対価値打撃を重視する核抑止論者」は、冷戦期に発展した核抑止理論における主流な考え方をもち、核革命の前提に従ってMAD下での膠着状態や戦略的安定を特別視し、核の戦力バランスや先行使用にほとんど政治的効用を見出さない。本節は彼らの考えについて詳しく述べる。

核革命とは、核兵器の圧倒的破壊力と、残存性の高い第二撃能力に下支えされた相互脆弱性が、軍事力と政治目標との関係性を根本から変容させたという信念を指す⁶。国家は伝統的に、政治目標を達成するためにその軍備を用いてきた。古典的な戦争の論理の下では、国家はまず相対的な軍事力の強さを競い合い、ひとたび趨勢が決すると、勝者は敗者に対する政治的支配をある程度得ることができた⁷。軍事的勝利はすなわち、その後の政治目標達成のための「入場料」⁸であると考えられたの

である。しかし、相互脆弱性が確保された核保有国間の戦争では、片方が先制攻撃を行った場合でさえ、攻撃国・被攻撃国の両者ともが「耐え難い損害」を被る。こうして、核戦争に勝利することは不可能であると考えられ、軍備の役割について根本的な転換が求められた。ブローディは米国が核を独占していた1946年時点において早くも将来を見通し、「これまで、軍事組織の最大の目的は戦争に勝つことであった。これからの目的は、それを回避することでなければならない」⁹と述べている。また、核革命の論理は抑止理論にも重要な課題を提起した。すなわち、相互脆弱性の下では、核兵器の実際の使用はいかなる政治目標に照らしても非合理的であると考えられるために、核使用を示唆する抑止の脅しでさえ、その信憑性が欠如してしまうという問題である。核抑止理論は、この信憑性の問題への対処を中心に発展した¹⁰。そこでは、端的に述べれば、「核時代」において重要なのは軍事力のバランスではなく政治的利害のバランスであり、能力ではなく決意の大きさが競い合われると考えられた¹¹。

このような核革命の論理に依拠して、冷戦期以来の核抑止論者は、次のような学術的・政策的態度をとる¹²。第1に、核保有国間で戦略的安定（特に先制攻撃の誘因が存在しない、第一撃に係る安定性）が確保されている膠着状態は、望ましい状態であるとする。第2に、そのような戦略的安定が確保された状態としてのMADを重要視し、相互に「耐え難い損害」を生じさせるため、都市や民生インフラを標的とした核兵器による対価値打撃を排除しない。そして第3に、相手国に「耐え難い損害」を生じさせるだけの非脆弱な第二撃能力を保有することが決定的に重要であって、それ以上の核戦力は、抑止や強要といった危機交渉（crisis bargaining）の結果に影響を及ぼし難いとする。これらの議論は、米ソ・米露の軍備管理交渉にも反映された。例えば、対弾道ミサイル迎撃システムの開発・配備を制限する弾道弾迎撃ミサイル（Anti-Ballistic Missile: ABM）条約は、米ソ間での相互脆弱性を維持するための努力といえる。

他方で、米国の長年の核態勢に目を向けると、大量の弾頭保有や、対兵力標的政策の採用や能力構築など、単に第二撃能力を確保することに留まらない戦力整備や核ドクトリンを追求してきたことがわかる。核抑止論者の一人であるジャービスは著書『米国の核戦略の非論理』において、この姿勢を批判した¹³。すなわち、当時

の相殺戦略¹⁴が対兵力打撃を志向していることは、米国の政策立案者が核革命の意味を理解せず、軍事的優位が政治的成果に変換されやすい「核時代」以前の論理に依拠した態勢整備を進めていることの表れであると指摘したのである。

2. 核優勢論と対兵力打撃

このような学術的な批判に対して、米国の核戦略を擁護しようとするのが「対兵力打撃を重視する核優勢論者」の議論である。彼らの議論は、冷戦期からの核抑止理論の礎石である核革命やMADといった概念に異を唱える。また、核戦力バランスの優位が国際政治や危機交渉における実効的なパワーへと直接転化しないという既存の理論に対しても、その妥当性に疑問を投げかけている。さらに彼らは、相手が安全な第二撃能力を保持しMADが維持されている状況下でさえ、核戦力の優位性が戦略的な価値を有すると主張する。

クローニグは『米国の核戦略の論理』と題した著書において、ジャービスによる「非論理」の指摘に反論しつつ、核戦力の優位は政治的優位へと変換できると主張した。クローニグの主張は次の2つの前提に依拠している。第1に、MADの下では「勝者」も壊滅的な被害を受けるという従来の議論に対して、各国が抱く核戦争のコストの期待値には、意味のある差異が存在するというものである。そして第2に、その期待コストの差異を生み出すのは各国の核戦力バランスであり、これは第二撃能力が確保された環境下でも同様だということである。この第2の前提が成り立つ根拠は、さらに2つに細分化される。すなわち、核戦力バランスに優る側は、①核戦争において相手に相対的に大きなコストを強いることができるからであり、②核兵器の対兵力運用によって自国の損害限定を図ることが可能だからである。クローニグは、このような利点をもたらす核戦力バランスにおける優位性を核優勢（nuclear superiority）と定義した¹⁵。核優勢は、具体的には、国家が抱く核戦争に対するコストの期待値として操作化され、自国にとっての核戦争の期待コストが敵対国の抱く期待コストよりも小さければ、自国が核優勢を有するものとされる。そして、MADの下での瀬戸際戦略として、決意の高さを示すためのリスクを取る競争が起きたとしても、前述の2つの前提を受け入れる限りにおいて、核優勢は自国が核戦

争を戦う決意を高めることで勝利を導くものだと主張したのである¹⁶。このような、核戦争における自国の被害と相手国の被害とを比較する考え方は、核抑止論の中核的概念である核革命の、核戦争に勝者は存在し得ないという考え方とは異なるものといえる。

さらに、核優勢の論理を支持するものとして、MADの安定性や、第二撃能力は残存性が高いものだという核抑止の基盤となるコンセンサス自体が、疑わしいものだという指摘も存在する。ロングとグリーンは、第二撃能力の中核をなす戦略原子力潜水艦（ship submersible ballistic, nuclear: SSBN）や輸送起立発射機（transporter erector launcher: TEL）は、一般に評価されているよりはるかに脆弱であったと指摘する¹⁷。彼らは、冷戦期に米国によって行われた、ソ連の核戦力を発見するためのインテリジェンス能力へのさまざまな投資に着目する。その結果として、音響監視システムや音響測定艦によってSSBNに対する対兵力打撃が実現可能であった時期が存在し、シグント衛星と航空機を用いたマッピングによるTELの追尾がある程度成功していたと主張する。さらに、このような米国の対兵力打撃能力の向上に対して、ソ連側の指導者が自国の第二撃能力の残存性に深刻な懸念を抱いていたことも指摘されている¹⁸。彼らは、これは数万発の核弾頭が存在した時代においてさえ核戦力のバランスが懸念されていたということの意味するため、MADの安定性に疑問を投げかけるものだと主張する。

このような論理に依拠して、核優勢論者は、核抑止論者とは対照的な学術的・政策的示唆を引き出した。すなわち、たとえ全面核戦争に至ったとしても自国の被害を低減して相手国に十分な損害を与えることができれば、核戦争に勝利したものと考えるのである。従って、損害限定や武装解除攻撃を行うことで相手の核戦力を棄損することが重要と考えられ、核・非核手段による対兵力打撃能力の構築や、核戦力バランスにおける優位を追求する政策が必要と考える。これは、自国の脆弱性すらも最大化させるMADに依拠した政策とは対照的であり、また核の先行使用も選択肢から排除しない。この考え方は、例えば核兵器の先行使用を否定しない米国の一貫した姿勢や、核戦争を戦い抜く態勢を構築することでエスカレーションをコントロールしようとする柔軟反応戦略¹⁹などに結実した。なお、損害限定能力は、自国の脆弱性を減らすことで相手国の核使用の脅しへ抵抗しやすくさせ、同盟国など

への拡大抑止の信憑性にも寄与するものとされる。

(1) 技術革新—精度革命と低出力革命

このようなMADや核革命を否定する考えをさらに助長しているのが、技術革新である²⁰。一般に、核戦力の残存性を高める主な手法には、硬化（hardening）、隠蔽（concealment）、冗長性（redundancy）の確保が挙げられる。このうち硬化は、固定式大陸間弾道ミサイル（intercontinental ballistic missile: ICBM）を地下サイロに収めたりその蓋を強化したりすることで実装される。また隠蔽は、陸上ではICBMをTELに収めて移動式とすることで、海洋では潜水艦発射弾道ミサイルをSSBNに配備することなどで実装される²¹。従来、これらの運搬手段に対する武装解除を目的とした対兵力打撃は、インテリジェンスの問題に直面するとされた。すなわち「第一撃を成功させるには、ほぼ完璧な情報収集、監視、偵察が必要」²²であり、移動可能な標的に対しては実現困難であると考えられてきたのである。さらに、硬化や隠蔽を施された弾頭への攻撃の成功率を高めるために高出力の核弾頭による攻撃を行うことには、2種類の問題が付きまとう²³。そのような攻撃は、第1に、大量の民間人を巻き込む付随的損害を伴い、限定的な核戦争に留まらない報復を惹起する。さらに第2に、大規模な放射性降下物を発生させ、標的国の周辺に位置する中立国や同盟国に対する被害をも引き起こし得る。これらの問題は武装解除や損害限定のための対兵力打撃を非現実的な選択肢としていたが、技術革新によってそれが克服されつつあるとの考えが現れたのである。

リーバーとプレスは、精密誘導能力の向上とリモートセンシング技術の向上が第二撃能力の脆弱性を飛躍的に高め、核抑止の基礎を侵食していると指摘している²⁴。具体的には、精密誘導能力の向上が硬化をほとんど無意味化し、リモートセンシング技術の向上が隠蔽を困難にさせているとする。彼らによれば、精密誘導能力の向上は、低出力核やひいては通常兵器による硬化目標の破壊を可能とし、従来の懸念事項であった付随的損害や放射性降下物の発生を抑え、硬化目標に対する対兵力打撃の実現可能性を高める。また、リモートセンシング技術の向上はTELやSSBNの脆弱性を高め、移動目標の発見には依然困難が残るものの、将来的には隠蔽の手法を棄損する可能性があると考えられる。

彼らは2017年時点において北朝鮮のTELに対する対兵力打撃が行われる状況を仮想し、米国や同盟国による標的情報収集能力を分析した。それによれば、TELが移動し得る北朝鮮全土の道路について、米国や同盟国が保有する合成開口レーダー衛星が24分に一度撮像することができ、各種の無人機と組み合わせることで97%の範囲において継続的な検知と識別が可能になる²⁵。この分析はあくまで単純な試算に過ぎず、技術的・制度的障害や標的検知の後の攻撃に関する議論を捨象しているという限界がある。ただし、ウクライナ戦争でも着目された宇宙能力の拡大やその情報処理技術との結びつきは、このような監視能力に基づいたTELへの対兵力打撃の実現可能性をますます高め得る。

なお、このような損害限定や武装解除のための対兵力打撃の効用には、さまざまな観点から留保がつけられる。第1に、対兵力打撃の実現可能性は、相手国の大きさや位置、地形や防御態勢にも規定される²⁶。第2に、グレイザーとフェッターが指摘するとおり、技術革新による新たな脅威に対してはしばしば対抗策(countermeasure)が用意されるほか、対兵力打撃の可能性は危機におけるエスカレーション圧力を高め得る²⁷。

(2) 核戦略と国際法

対兵力打撃を支持する言説の中には、前節で取り上げた技術革新を背景に核革命やMADを否定するものとは別に、国際法の視点から対価値打撃を否定するものが存在する。標的国の社会に対する確証破壊の脅しに基づく核抑止の倫理性については、国際人道法を含むさまざまな観点から長年の議論が存在している²⁸。本稿では、このうち武力紛争法に係る論点を取り上げる。セーガンとウェイナーは、武力紛争法とそれに対する米国の近年の立場は、対兵力打撃をある程度容認する一方で対価値打撃を本質的に禁止していると指摘する²⁹。彼らによれば、武力紛争法における区別原則は民間人の意図的な標的化を禁止しており、抑止論者が支持するMADに依拠した対価値打撃を念頭に置いたドクトリンは支持され得ない³⁰。他方、比例原則に従えば、米国や同盟国に期待される被害を著しく低下させる限りにおいて、対兵力打撃が標的国に生じさせる付随的損害は許容され得る。また、そのような対兵力打撃は、先述の兵器の精度向上と低出力核のさらなる実用化によって可能な選択

肢となりつつあると指摘した。

さらに重要なことに、このような考えは単に学術的思索にとどまらず、すでに米国の核態勢に反映されている。米国は、冷戦期を通じて、比例原則や区別原則などを定めたジュネーブ諸条約第1追加議定書は核兵器に対して適用されないとの立場をとってきた³¹。しかしながら、オバマ政権が発出した核兵器使用政策指針は次のように言明して路線の変更を明確化した。

新たな指針は、米国が潜在的な敵対国に対して顕著な対兵力能力を維持することを求める。新たな指針は、「対価値」または「最小限抑止」戦略に依拠していない。

新たな指針は、すべての計画が武力紛争法の基本原則とも整合的でなければならないことを明確にしている。したがって、計画は、例えば、区別と比例の原則を適用し、民間人と民間施設への付随的損害を最小限に抑えるよう努める。米国は意図的に民間人や民間施設を標的にすることはしない³²。

この指針は直ちに米戦略軍の態勢に反映された。当時の米戦略軍司令官によれば、戦略軍はこの指針に基づいて「非核攻撃の選択肢を拡大させ」、「付随的損害を最小限にする戦術や技術を適用」するよう核計画の見直しを行った³³。この転換された姿勢は米国のその後の政権にも引き継がれており、トランプ政権における2018NPRやバイデン政権における核兵器使用政策指針にも武力紛争法に則った核兵器の使用が言明されている³⁴。また、2023年に更新された米国防総省戦争法マニュアルも「戦争法は通常兵器の使用を規定するのと同様に、核兵器の使用を規定する。例えば、核兵器は軍事目標に向けられなければならない³⁵」としている。これらは、米国の核使用における標的政策が、対兵力打撃へと傾倒していることを示唆する。これに対して、核抑止論の立場から、武力紛争法が核戦略に重大な影響を与えることは、戦略的安定を損ない米国の抑止力を不十分なものにすると批判が存在する³⁶。

3. 2022NPRにみられる2つの潮流

これら「対価値打撃を重視する核抑止論者」と「対兵力打撃を重視する核優勢論者」という2つの知的潮流は、米国の2022NPRにモザイク状に組み合わさって反映されている。これらの二潮流は核戦略に関する一般的な理論であると同時に、米国の核戦略をめぐる議論を通じて発展してきた側面がある。これまで、NPRは核抑止派と核軍縮派という2つの知的方向性の断絶に影響を受けているとする分析枠組みが提示されてきた³⁷。本稿が対比させる二潮流は、技術革新や国際法への着意が米国の核態勢における対兵力打撃志向を後押ししていることを明らかにするためのもので、「核抑止」派の語が示唆する政策態度が先行研究



米国の原潜から発射される、精度革命を代表する兵器の1つである巡航ミサイル。核弾頭付きトマホーク(TLAM-N)は2013年までにすべて退役(AFP=時事)

と異なる場合があることや、「核軍縮」の要素を排除するものではないことを明確にしておく。また、以下の分析は二潮流を理念形として対比させる視点から行われたものであり、2022NPRの根本にある中国やロシアに対する脅威認識の高まりなどを正面からとらえていない³⁸。

2022NPRにおける次の部分は、核抑止論者的思考を反映していると解釈できる。第1に、「核兵器の正式な役割から『不確実な将来へのヘッジ』という役割を排除する」³⁹ことが言明された箇所である。核兵器の役割としての「ヘッジ」は、2010NPRや2018NPRには記載されていたものである⁴⁰。先行研究によれば、このような役割は、大国間関係の在り方が一層不透明となる中で、予備核弾頭保有数の維持や核兵器インフラの近代化を通じて、技術的・地政学的な予期せぬ事象に備えるものと位置付けられてきた⁴¹。核優勢論者は、米国の核戦力上の優位を将来にわたって維持する目的に加え、近年の技術革新トレンドが相手国の対兵力打撃能力の著しい向上を招き米国の核戦力を脆弱化させる可能性があるとの懸念から、報復能力を維持するための「ヘッジ」が必要であると主張していた⁴²。第2に、トランプ政権で

着手された核搭載型海洋発射巡航ミサイル(nuclear-armed sea-launched cruise missile: SLCM-N)の開発計画をキャンセルするとの箇所は、核抑止論者的考え方の表れととらえ得る⁴³。巡航ミサイルは、対兵力打撃の実現可能性を支える精度革命を代表する兵器であり、SLCM-Nは同盟国への拡大抑止や保証のための「柔軟で低出力な選択肢に対するニーズの高まり」⁴⁴に対応するために開発が始められたものであった。しかしながら、2022NPRの策定に携わったジョンソン国防次官補代理は、バイデン政権はすでに「核使用を抑止するのに必要な力を持っている」と考えており、SLCM-Nプログラムは「わずかな効用」しか持たないと説明している⁴⁵。第3は、「敵対国が核兵器を使用した場合、その場所や核出力にかかわらず、その使用は紛争の性質を根本的に変え、制御不能なエスカレーションの可能性を生み出し、戦略的影響を及ぼす」⁴⁶との記載である。これは、核が関与する紛争の論理が通常のもものと本質的に異なるという核革命の考え方に根差した記述であると考えられる。第4は、「戦略的安定に寄与する姿勢」として「攻撃を受けてから発射する政策(launch-under-attack policy)には依存していない」⁴⁷とする箇所である。この政策は、複数のセンサーが攻撃を検知した際に報復のためのICBM発射を準備するドクトリンであり、先行研究では事実上の警報即発射(launch-on-warning)態勢であるとも指摘されている⁴⁸。核優勢を説く論者は、まさにこのような警報即発射や核の先行使用によって相手国の核戦力に対する武装解除または損害限定攻撃を行うことが「核戦争に勝利する」うえで不可欠であると主張する⁴⁹。これに対して2022NPRでは、米国の核戦力が相手国からの第一撃に耐えられることを強調し、このような攻撃下・警報即発射に頼る必要がないとの立場を示している。

他方で、2022NPRにおける次の部分は、核優勢論者的思考を反映していると解釈できる。第1に、核兵器の役割として同盟国とパートナー国への保証を挙げる文脈で「同盟国は、米国が(中略)危機や紛争において自分たちが負うリスクを軽減する意思と能力を持っていることに自信を持たなければならない」⁵⁰とする箇所である。また第2に、核兵器の役割として抑止が失敗した場合に「可能な限り損害を少なくして紛争を終わらせること」⁵¹を挙げている点である。これらには、米国の核戦力バランスにおける優位と、抑止が破綻した際の損害限定能力が、拡大抑止の信憑性を下支えするという核優勢論者の論理を反映している側面がある。第3に、

核兵器を武力紛争法に従って運用し「意図的に民間人や物体を標的にしない」⁵²と明記している箇所である。これは、標的国の都市やインフラに対する対価値打撃を原則的に排除する記述ととらえられ、対兵力打撃を推進する核優勢論者の論理を反映していると解釈できる。第4に、核兵器の先行不使用や唯一目的化を宣言政策として採用することを見送った文脈における「それらのアプローチは受け入れ難いレベルのリスクをもたらすと結論した」⁵³との記述である。先述のように、核優勢論者は自国の損害限定や拡大抑止の信憑性確保を目的とした武装解除のための先行使用を排除しておらず、この記述にはその姿勢が反映されているともとれる。第5に、中国やロシアに対する国別アプローチにおいて、W76-2弾頭やB61-12爆弾およびその他の兵器がもたらす柔軟性を強調している箇所である⁵⁴。これらは、核優勢論者が対兵力打撃の実現可能性に言及する際に重視する、高精度、低出力の兵器に関係するものといえる。

このように、「対価値打撃を重視する核抑止論者」と「対兵力打撃を重視する核優勢論者」という2つの知的潮流は、米国の望ましい核戦略をめぐって対照的な志向を持つ。これは、2022NPRにも入り組みあって反映されていた。2022NPRでも触れられたバイデン政権によるSLCM-N開発計画のキャンセルに対抗する形で、米国議会は、2023年度に同計画にごく小規模な予算を承認し、2024年度に向けてさらなる予算を承認する可能性が高いとみられる⁵⁵。これは、望ましい米国の核態勢をめぐる核抑止論者と核優勢論者の間での綱引きが、今日も続いていることの表れといえるだろう。

-
- 1) Charles L. Glaser and Steve Fetter, "Should the United States Reject MAD?: Damage Limitation and U.S. Nuclear Strategy toward China," *International Security* 41, no. 1 (Summer 2016): 49-98.
 - 2) 名称は独自のもの。対価値打撃学派と対兵力打撃学派という対比概念は、栗崎周平「核政策をめぐる二つの学派と政策への影響——北米における Counterforce-Countervalue 論争」(プレゼンテーション、NIDS パースペクティブ研究会、2023年)による。
 - 3) Charles L. Glaser, *Analyzing Strategic Nuclear Policy* (Princeton: Princeton University Press, 1990), 49-60; 高橋杉雄、秋山信将「『核の復権』の現実」秋山信将、高橋杉雄編著「『核の忘却』の終わり——核兵器復権の時代」(勁草書房、2019年) 1-16頁; 高橋杉雄「米国——核抑止戦略の再構築」秋山他「『核の忘却』の終わり」17-43頁。
 - 4) Glaser, *Analyzing Strategic Nuclear Policy*, 50.
 - 5) Matthew Kroenig, "Nuclear Superiority and the Balance of Resolve: Explaining Nuclear Crisis Outcomes," *International Organization* 67, no. 1 (Winter 2013): 146-150.
 - 6) 相互脆弱性や第二撃能力の概念については第1章を参照。核革命の概念の初出として Bernard Brodie, "Implications for Military Policy," in *The Absolute Weapon: Atomic Power and World Order*, ed. Frederick S. Dunn, Bernard Brodie, Arnold Wolfers, Percy E. Corbett, and William T.R. Fox (New York: Harcourt, Brace, 1946) が挙げられる。核の破壊力と第二撃能力という2要素への着目は Robert Jervis, *The Illogic of American Nuclear Strategy* (Ithaca: Cornell University Press, 1984), 22より。軍事力と政治目的の関係性への着目は Robert Powell, *Nuclear Deterrence Theory: The Search for Credibility* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), chap. 2より。
 - 7) 古典的な戦争の論理と核革命後の論理の対比の詳細については Powell, *Nuclear Deterrence Theory*, chap. 2を参照。
 - 8) Thomas C. Shelling, *Arms and Influence* (New Haven: Yale University Press, 1966), 13.
 - 9) Brodie, "Implications for Military Policy," 62.
 - 10) Powell, *Nuclear Deterrence Theory*, chap. 2.
 - 11) Robert Jervis, *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon* (Ithaca: Cornell University Press, 1989). Shelling, *Arms and Influence*; Powell, *Nuclear Deterrence Theory*, chap. 3, 4を参照。
 - 12) 第1章 1.(1)「戦略的安定の概念的発展」を参照。
 - 13) Jervis, *The Illogic of American Nuclear Strategy*.

-
- 14) Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy* (New York: Palgrave Macmillan, 2003), chap. 9.
 - 15) Matthew Kroenig, *The Logic of American Nuclear Strategy: Why Strategic Superiority Matters* (New York: Oxford University Press, 2018), 16.
 - 16) Kroenig, "Nuclear Superiority and the Balance of Resolve," 141-171.
 - 17) Austin Long and Brendan Rittenhouse Green, "Stalking the Secure Second Strike: Intelligence, Counterforce, and Nuclear Strategy," *Journal of Strategic Studies* 38, no. 1-2 (2015): 38-73.
 - 18) Brendan R. Green and Austin Long, "The MAD Who Wasn't There: Soviet Reactions to the Late Cold War Nuclear Balance," *Security Studies* 26, no. 4 (2017): 606-641.
 - 19) 高橋「米国」20頁。また、ケネディ／ジョンソン政権期にマクナマラ国防長官によって確証破壊能力が重視された後も、実際の運用政策は対兵力標的選定を基軸としていたとの指摘がある。松山健二「米国の戦略核運用政策の変遷と現状」『レファレンス』第696号（2009年1月）55-77頁。
 - 20) 第3章も参照。精度革命（accuracy revolution）の語は Keir A. Lieber and Daryl G. Press, *The Myth of the Nuclear Revolution: Power Politics in the Atomic Age* (Ithaca: Cornell University Press, 2020), chap. 3 より、低出力革命（low-yield revolution）の語は Scott D. Sagan and Allen S. Weiner, "The Rule of Law and the Role of Strategy in U.S. Nuclear Doctrine," *International Security* 45, no. 4 (Spring 2021): 126-166 より。
 - 21) Kier A. Lieber and Daryl G. Press, "The New Era of Counterforce: Technological Change and the Future of Nuclear Deterrence," *International Security* 41, no. 4 (Spring 2017): 18.
 - 22) Michael S. Gerson, "No First Use: The Next Step for US Nuclear Policy," *International Security* 35, no. 2 (Fall 2010): 26-27.
 - 23) Lieber and Press, "The New Era of Counterforce," 27-28.
 - 24) Lieber and Press, "The New Era of Counterforce"; Lieber and Press, *The Myth of the Nuclear Revolution*, chap. 3.
 - 25) Lieber and Press, "The New Era of Counterforce," 37-46, online appendix 7-9; Lieber and Press, *The Myth of the Nuclear Revolution*, 84-90.
 - 26) Lieber and Press, *The Myth of the Nuclear Revolution*, 84.
 - 27) Glaser and Fetter, "Should the United States Reject MAD?"
 - 28) 河合公明、真山全「核兵器問題の主な論点整理——国際人道法編」『レクナボリシーペーパー』第18号（2023年5月）: George H. Quester, "The Necessary Moral Hypocrisy of the Slide into Mutual Assured Destruction," in *Nuclear*

-
- Deterrence and Moral Restraint*, ed. Henry Shue (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), 227-269; Austin Long, "U.S. Strategic Nuclear Targeting Policy: Necessity and Damage Limitation," *H-Diplo/International Security Studies Forum*, Policy Roundtable 1-4 (2016): 15-18; Nina Tannenwald, "Renewing a Regime of Nuclear Restraint," *H-Diplo/International Security Studies Forum*, Policy Roundtable 1-4 (2016): 21-24.
 - 29) Sagan and Weiner, "The Rule of Law and the Role of Strategy in U.S. Nuclear Doctrine."
 - 30) かつて米国は、報復（belligerent reprisal）として民間人を意図的に標的することの禁止は、国際慣習法上の地位を有しないと主張していたが、彼らはそのような法的状況は変化しているとする。Sagan and Weiner, "The Rule of Law and the Role of Strategy in U.S. Nuclear Doctrine," 153-160.
 - 31) Sagan and Weiner, "The Rule of Law and the Role of Strategy in U.S. Nuclear Doctrine," 127.
 - 32) [U.S.] Department of Defense, "Report on Nuclear Employment Strategy of the United States Specified in Section 491 of 10 U.S.C.," June 12, 2013, 4-5. 訳は執筆者。
 - 33) C. Robert Kehler, "Nuclear Weapons and Nuclear Use," *Daedalus* 145, no. 4 (Fall 2016): 57, 59. 具体的にどのような核計画を対象としたか（単一統合戦計画、国家戦略目標リストなど）については言明されていない。
 - 34) [U.S.] Department of Defense, "Nuclear Posture Review Report,"（以下、2010NPR）April 2010, VI; [U.S.] Department of Defense, "Nuclear Posture Review,"（以下、2018NPR）February 2018, 23; [U.S.] Department of Defense, "Report on Nuclear Employment Strategy of the United States - 2020 Specified in Section 491(a) of 10 U.S.C.," November 30, 2020, 6.
 - 35) U.S. Department of Defense Office of General Counsel, "Department of Defense Law of War Manual," July 2023, 426.
 - 36) Steve Fetter and Charles Glaser, "Legal, but Lethal: The Law of Armed Conflict and US Nuclear Strategy," *The Washington Quarterly* 45, no. 1 (Spring 2022): 25-37.
 - 37) 高橋、秋山「『核の復権』の現実」: 高橋杉雄「IIJA ウェビナー緊急討論——核抑止の今日と東アジアの戦略環境」日本国際問題研究所、2022年3月。
 - 38) 大國間競争の認識と米国の核態勢の関係については新垣拓「国際秩序の維持に向けた米国の軍事戦略」『中国安全保障レポート 2024』（防衛研究所、2023年）を参照。
 - 39) [U.S.] Department of Defense, "2022 Nuclear Posture Review,"（以下、2022NPR）October 2022, 3. なお、日本語訳は原則執筆者ではなく、公式訳による（以下同じ）。
-

-
- 40) 2018NPR, VII.
 - 41) 戸崎洋史「オバマ政権の核軍縮・不拡散政策——ビジョンと成果とギャップ」『国際安全保障』第41巻第3号（2013年12月）46-62頁；2010NPR, 7.
 - 42) Lieber and Press, “The New Era of Counterforce,” 11. なお、NPRの記述からは「ヘッジ」が削除されたものの、その能力は一部担保され続けているとの指摘がある。村野将「ウクライナ戦争後の米国の安全保障戦略」『国際問題』第715号、（2023年）28頁。
 - 43) 2022NPR, 3, 20.
 - 44) 2018NPR, 55.
 - 45) Katherine Walla, “Inside the US Nuclear Posture Review’s Approach to a New Era of Three-Power Nuclear Competition,” *New Atlanticist*, November 3, 2022.
 - 46) 2022NPR, 7.
 - 47) 2022NPR, 13. 先述のとおり、訳は公式日本語訳によるが、括弧内は執筆者。
 - 48) Natalie Montoya and R. Scott Kemp, “Launch Under Attack: A Sword of Damocles,” *War on the Rocks*, March 17, 2023. ただし、米政府の公式見解では両者は異なるものとされる。[U.S.] Department of State Bureau of Arms Control, Verification, and Compliance, “U.S. Nuclear Force Posture and De-Alerting,” December 14, 2015. しかし実際にはほとんど交換可能に用いられているようである。例えば U.S. Strategic Command, “2022 Space and Missile Defense Symposium,” U.S. Strategic Command website.
 - 49) Kroenig, *The Logic of American Nuclear Strategy*, chap. 2.
 - 50) 2022NPR, 8.
 - 51) 2022NPR, 8.
 - 52) 2022NPR, 8.
 - 53) 2022NPR, 9.
 - 54) 2022NPR, 11.
 - 55) Shannon Bugos, “Congress Aims to Fund Nuclear Weapon Opposed by Biden,” *Arms Control Today*, November 2023.
-